

児童・生徒及び幼児の健康診断業務実施補助金交付要綱

平成17年1月25日

市教育委員会告示第2号

児童・生徒及び幼児の健康診断業務実施補助金交付要綱(昭和59年市教育委員会告示第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 児童・生徒及び幼児の健康診断業務の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断業務等の円滑な推進を図るための事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、社団法人岡山市医師会、社団法人西大寺医師会、社団法人御津医師会、社団法人吉備医師会、社団法人都窪医師会、社団法人北児島医師会、社団法人赤磐医師会及び岡山市内歯科医師会連合会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない場合は、補助事業者としない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、事業に特に必要と教育委員会が認めた場合とする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 児童・生徒及び幼児の健康診断業務実施補助金交付要綱(昭和59年市教育委員会告示第7号)は廃止する。

附 則(平成21年市教育委員会告示第11号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。